

2018年（平成30年）4月4日

民事執行法改正要綱案（範囲変更の申立を利用しやすくする考え方）

弁護士 阿多博文

第1 範囲変更の原則的な考え方を明文化する必要

現状よりも債務者を保護する方向で、差押禁止債権の範囲の変更の申立をより利用しやすくするためには、範囲変更の原則的な考え方を明文化する必要がある。

1 はじめに

民事執行法第152条1項各号の債権に対する差押に関する規律について、現状よりも債務者を保護する方向で、差押禁止債権をめぐる規律を見直すことについては、部会での議論、意見募集の結果として、かなり積極的に見直しを求める意見が多数であった、とされる。

もっとも、差押禁止債権の範囲を見直す考え方に対しては、これまでの部会での議論において、債務者が複数の給与を得ている場合の不都合など、様々な問題点が指摘されている。

そこで、以下、もし仮に、今回の民事執行法の改正に当たり、差押禁止債権の範囲を見直す考え方を採用せず、差押禁止債権の範囲の変更の申立（民事執行法第153条）をより利用しやすくする考え方のみを採用することとした場合についての意見を述べる。

その要点は、差押禁止債権の範囲変更の申立をより利用しやすくするためには、範囲変更に当たり、「生活保護基準にも満たないような収入については、差押をすべて禁止する」のが原則的な考え方であることを明文化しなければならない、ということである。

2 現状では、裁判所は債務者の申立を容易には認められないこと

民事執行法には現在、「生活保護基準にも満たないような収入については、差押をすべて禁止すべきではないかという思想」が盛り込まれていない。

この点、民事執行法制定当時の議論では、家族構成の違いに応じて差押禁止の最低額を決めることの困難などを理由に、上記の思想を民事執行法の中で取り上げることは「あきらめ」、「それは法153条の規定でまかっていたらこう」ということになった、とされる（民事執行セミナー・

ジュリスト No735-113 頁)。

しかし、民事執行法の中に、上記の思想を盛り込まないままで、「それは、153条でまかなっていただこう」というのは、無理がある。

例えば10万円の給与のうち2万5000円を差し押さえられた債務者が153条の申立をし、他に収入はないこと(複数給与の不存在)を明らかにした場合でも、それだけで、範囲変更が認められることはない。そもそも、民事執行法には「10万円の給与のうち、2万5000円を差し押さえるのはおかしい。」という思想がないからである。むしろ反対に、「どれだけ低額の収入であっても、1/4の差押は認めるべきである。」と考えられる法律になってしまっている以上、債務者の申立を受けた裁判所が、差押(の一部)を取り消すことに慎重になるのも、やむを得ない。

この点は、もし仮に、取立権の発生時期を見直し、手続の教示をしても変わらないから、裁判所が、債務者の申立による差押禁止債権の範囲変更を容易に認めることができるようになるわけではない。

3 現状では、債務者が適切に申立をするのは困難であること

債務者としても、生活の糧となる給与の差押を受けたとき、差押禁止債権の範囲変更の申立をすることができる旨の教示があっても、具体的に、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」として何を主張し、どのような証拠資料を提出すれば、どの程度、差押禁止債権の範囲が変更されるのか分からないのでは、自ら適切に申立をすることはできない。

そして、10万円の給与のうち2万5000円を差し押さえられた債務者が、低廉な費用(例えば2万5000円未満)で、適切に対応してくれる弁護士を見つけることも、困難である。また仮に、そのような低廉な費用で対応する弁護士を見つけることができたとしても、弁護士も明確な見通しを立てることができないから、債務者は、弁護士を依頼するに当たって、その費用が無駄になる(結果として範囲変更が認められない)可能性もあることを覚悟しなければならない。

このような状況では、もし仮に、取立権の発生時期の見直しをし、手続の教示をしても、それだけでは、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立を容易にすることができるようになるわけではない。

4 範囲変更の原則的な考え方を明文化する必要

したがって、差押禁止債権の範囲変更の申立をより利用しやすくするためには、取立権の発生時期の見直しをし、手続の教示をするだけでは不十分であり、範囲変更に当たっては、「生活保護基準(を勘案して政令で定める金額)にも満たないような収入については、差押をすべて禁止する」

のが原則的な考え方であることを明文化する必要がある。

第2 範囲変更についての原則的な考え方の明文化（制度の概要）

提案する制度の概要は、次のとおりである。

1 当初からの差押禁止

差押命令の発令当初からの差押禁止は、現行法のとおり、支払期に受ける給付の額の4分の3（又は月額33万円）のみとする。

新たに、差押禁止の最低限度額（月額10万円）を定めることはしない。

2 複数給与がないとき

債務者が差し押さえられた債権の他に給与等債権を得ていない（複数給与がない）ときは、債務者の申立により、「月額10万円＋扶養親族等の数1人につき4万5000円」の差押が禁止されるものとし、その限度で、事後的に差押命令の一部が取り消される（範囲変更）。

この場合、債務者は、複数給与の不存在・扶養親族等の数を疎明する必要がある。しかし、それ以上に、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を立証する必要はない。

3 複数給与があるとき

債務者が差し押さえられた債権の他にも給与等債権を得ている（複数給与がある）ときは、債務者の申立により、「上記2の金額を各給与の額に応じて案分した金額」の差押が禁止されるものとし、その限度で、事後的に、差押命令の一部が取り消される（範囲変更）。

この場合、債務者は、複数給与の存在・各給与の額を疎明する必要がある。しかし、それ以上に、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を立証する必要はない。

4 上記の原則とは異なる判断の可能性

裁判所が、上記2、3とは異なる判断をすることもあり得る。

ただし、債権者が「上記2、3の差押禁止範囲の拡張を阻止する」ためには、債権者の方から、その拡張を不相当とするに足る「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証する必要がある。

また、債務者が「上記2、3を超えて、さらに差押禁止範囲の拡張を求める」ためには、債務者の方から、その拡張を相当とするに足る「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証する必要がある。

他方、債権者が「差押禁止範囲の減縮を求める」ためには、債権者の方から、別途、範囲変更の申立をした上で、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証する必要がある。

5 債権者が養育費等債権を請求する場合

債権者が養育費等債権を請求債権として、債務者の給与等債権を差し押さえた場合については、上記2、3の規定は適用されない。

第3 差押禁止債権の範囲変更についての原則的な考え方の明文化（具体案）
提案する制度の具体案は、次のとおりである。

1 債務者の申立による範囲変更の原則

執行裁判所は、152条1項各号の債権の差押を受けた債務者の申立により、当該債権について、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分が「生活保護の基準を勘案して政令で定める額」に満たないときは、政令で定める額に相当する部分を差し押さえてはならないものとし、その限度で、差押命令の一部を取り消すものとする。

ただし、執行裁判所が、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮した上で、上記のとおり、差押命令の一部を取り消すことが相当でないと認めるときは、この限りではない旨を定める。

なお、債権者が民事執行法151条の2第1項各号の債権（扶養義務等に係る定期金債権）を請求債権として、債務者の給与等債権を差し押さえた場合については、上記の規定は適用されないものとする。

2 政令で定める額

(1) 債務者が他に給与等債権を有しないとき

ア 扶養親族等がない場合

民事執行法施行令で、債務者が当該差し押さえられた債権のほかに民事執行法152条1項各号の債権を有しないことを疎明した場合には、上記の政令で定める額を、次のとおりとする旨を定める。

支払期が毎月と定められている場合 10万円

支払期が毎半月と定められている場合 5万円

(以下略)

(支払期が毎月と定められている場合)

給付の額 (A)	差押禁止額	差押可能額
0円～100,000円	Aの額 (全額)	0円
100,001円～133,333円	100,000円	Aの額-100,000円
133,334円～440,000円	Aの額×3/4	Aの額×1/4
440,001円～	330,000円	Aの額-330,000円

イ 扶養親族等がある場合

民事執行法施行令で、債務者が控除対象配偶者（所得税法 2 条 1 項 3 号）、扶養親族（同項 3 4 号）があることを疎明した場合には、上記の政令で定める額を、これらの者 1 人につき、次の金額を加算した金額（但し、上限あり）とする旨を定める。

支払期が毎月と定められている場合

1 人につき 4 万 5 0 0 0 円を加算（上限 3 3 万円）

支払期が毎半月と定められている場合

1 人につき 2 万 2 5 0 0 円を加算（上限 1 6 万 5 0 0 0 円）

（以下略）

（控除対象配偶者なし・扶養親族 1 人の場合）※一人親家庭など

給付の額（A）	差押禁止額	差押可能額
0 円～145,000 円	A の額（全額）	0 円
145,001 円～193,333 円	145,000 円	A の額-145,000 円
193,334 円～440,000 円	A の額×3/4	A の額×1/4
440,001 円～	330,000 円	A の額-330,000 円

(2) 複数の給与を得ている場合

ア 政令で定める額

民事執行法施行令で、債務者が、同一の期間につき、当該差し押さえられた債権の他にも民事執行法 1 5 2 条 1 項各号の債権を有すること及び各給与の額を疎明した場合には、上記の政令で定める額を、「上記 (1) ア又はイの金額に、当該差し押さえられた債権の額が債務者の有する民事執行法 1 5 2 条 1 項各号の債権の合計額のうちに占める割合を乗じた金額」とする旨を定める。

イ 支払期が異なる場合

支払期の定めが異なる場合、例えば、当該差し押さえられた債権の支払期は毎月と定められ、債務者が他に有する債権の支払期は毎半月と定められているときは、上記の計算に当たり、当該他の債権の毎半月の支払期に受けるべき給付の額を 2 倍した上で、上記の計算を行うものとする。

ウ 給与の額が変動する場合

上記の各債権の額が、その都度（毎月）変動する場合でも、執行裁判

所は、審尋の全趣旨等を踏まえて、各給与の平均額（見込）、変動の幅の大きさ等を勘案した上で、各給与の額として、相当な額を認定することができるものとする。

例 1) 差し押さえられた債権（A社の給与）80,000 円

債務者の有する他の債権（B社の給与）70,000 円

差押禁止の最低限度額 100,000 円（扶養親族等なし） の場合

→政令で定める額： $100,000 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 円} / 150,000 \text{ 円} \doteq 53,334 \text{ 円}$

債権者は、A社の給与のうち $1/4$ （ $80,000 \text{ 円} \times 1/4 = 20,000 \text{ 円}$ ）

か 53,334 円を超える部分（ $80,000 \text{ 円} - 53,334 \text{ 円} = 26,666 \text{ 円}$ ）のどちらか小さい方の金額（この場合は 20,000 円）を差し押さえることができる。

この場合、A社の給与が変わらず 80,000 円である限り、債務者が上記の範囲変更の申立をする意味はない（変わらず $1/4$ の差押を受ける）。しかし、その後、A社の給与が変動して 71,112 円未満（ $3/4$ が 53,334 円未満）になったとき、上記の差押禁止の最低限度額（53,334 円）が機能する。

例 2) 差し押さえられた債権（A社の給与）80,000 円

債務者の有する他の債権（B社の給与）40,000 円

差押禁止の最低限度額 100,000 円（扶養親族等なし） の場合

→政令で定める額： $100,000 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 円} / 120,000 \text{ 円} \doteq 66,667 \text{ 円}$

債権者は、A社の給与のうち $1/4$ （ $80,000 \text{ 円} \times 1/4 = 20,000 \text{ 円}$ ）

か 66,667 円を超える部分（ $80,000 \text{ 円} - 66,667 \text{ 円} = 13,333 \text{ 円}$ ）のどちらか小さい方の金額（この場合は 13,333 円）を差し押さえることができる。

この場合、差押禁止の最低限度額（66,667 円）が機能し、その限度で、債務者の生活保障に資することになる。

例 3) 差し押さえられた債権（A社の給与）80,000 円

債務者の有する他の債権（B社の債権）20,000 円

差押禁止の最低限度額 100,000 円（扶養親族等なし） の場合

→政令で定める額： $100,000 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 円} / 100,000 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$

債権者は、A社の給与のうち $1/4$ （ $80,000 \text{ 円} \times 1/4 = 20,000 \text{ 円}$ ）

か 80,000 円を超える部分 (80,000 円-80,000 円=0 円) のどちらか小さい方の金額 (この場合は 0 円) を差し押さえることができる。

この場合、その後、A社の給与が変動して 80,000 円を超えない限り、A社の給与の差押可能額は 0 円であり、全額差押禁止となる。

第4 補足説明

上記の提案につき、次のとおり、補足説明する。

1 上記の原則とは異なる判断もあり得ること

上記の申立を受けた裁判所は、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮した上で、上記の原則どおりに差押禁止債権の範囲を変更することが相当でないとき認めるときは、その変更を認めないこともできる。この点は、上記第3の1但書のとおりである。

また、執行裁判所は、申立により、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮した上で、適宜、上記の原則的なあり方とは異なる内容の範囲変更を決定することもできる。この点については、現行法153条のとおりである。

2 上記の原則を明文化することの必要性

このように、上記第3の原則とは異なる判断もあり得るといふのであれば、むしろ、現行法のまま、差押禁止債権の範囲変更の可否・程度については、申立を受けた裁判所の裁量に委ねることとしておけばよいのではないか(わざわざ上記第3の原則を明文化する必要性があるのか)、という疑問が生じるかもしれない。

しかし、現行法のままでは、民事執行法の中に「生活保護基準にも満たないような収入については、差押をすべて禁止すべきではないかという思想」が盛り込まれておらず、むしろ反対に、「どれだけ低額の収入であっても、1/4の差押を認めるべきである。」と考えられる法律になってしまっている以上、裁判所は、債務者の申立を容易に認めることはできない。

上記第3の原則を明文化し、「生活保護基準(を勘案して政令で定める金額)にも満たないような収入については、差押をすべて禁止する」のが原則的な考え方であることを示すことにより、裁判所としては、債務者の申立を認めやすくなる。また、債務者としても、生活保護基準(を勘案して政令で定める金額)にも満たないような収入しかないことさえ疎明すれば、原則として、一定の範囲まで差押禁止債権の範囲を変更してもらえるとの希望をもつことができる。

もし仮に、今回の民事執行法の改正に当たり、差押禁止債権の範囲を見直す考え方を採用せず、差押禁止債権の範囲の変更の申立（民事執行法第153条）をより利用しやすくする考え方のみを採用することとした場合には、債務者の最低限度の生活保障のために、せめて、この程度の配慮は、必要不可欠である。

3 扶養親族・複数給与の有無等に関する疎明

債務者は、上記第3の2(1)アの金額まで、差押禁止債権の範囲を拡大することを求める場合には、「当該差し押さえられた債権のほかに民事執行法152条1項各号の債権を有しないこと」を疎明しなければならない。

また、債務者は、上記第3の2(1)イの金額まで、差押禁止債権の範囲を拡大することを求める場合には、さらに「控除対象配偶者・扶養親族の数」を疎明しなければならない。

他方、債務者は、上記第3の2(2)の金額まで、差押禁止債権の範囲を拡大することを求める場合には、当該差し押さえられた債権の額と、他に有する民事執行法152条1項各号の債権の額を疎明しなければならない。

もっとも、これらについて、債務者に対し、あまりに厳格な立証を求めることは、相当でない。なぜなら、「債務者が他に給与等債権を有しないこと」や「配偶者・親族に38万円を超える所得がないこと」につき厳格な証明を求めることは困難を強いるおそれがあるし、「各給与等債権の額」についても、まだ勤め始めたばかりであったり、その額が月ごとに変動する場合など、厳格な証明は不可能だからである。

そこで、これらについては、債務者の生活保障の観点から、疎明で足るものとしている。そして、債務者は、上記の点さえ疎明すれば、それ以上に「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証しなくても、原則として、上記第3の2の政令で定める額まで差押禁止としてもらえることで、最低限度の生活保障の要請が図られることになる。

4 債権者に不服がある場合

上記第3の2の政令で定める額まで差押禁止範囲を変更するに当たり、債権者の審尋を行うか否かは、裁判所の判断に委ねられる（5条）。あえて必要的審尋とはしない。反対に審尋無用の規定を置くこともない。この点は、現行法153条のとおりである。

債権者の審尋が行われる場合には、債権者は、あらかじめ、控除対象配偶者・扶養親族の存否、複数給与の有無、各給与の額を争ったり、上記第3の2の政令で定める額まで差押禁止範囲を拡張することを相当でないとする「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を主張することによ

り、上記の差押禁止範囲の拡張を阻止する機会が与えられることになる。

また、債権者の審尋が行われたか否かにかかわらず、債権者は、差押禁止範囲を拡張する旨の決定に対し、執行抗告をすることができる(12条)。この場合、債権者は、控除対象配偶者・扶養親族の存否、複数給与の有無、各給与の額を争うこともできるし、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」に照らし、上記の差押禁止範囲の拡張が相当でないと認められるべきことを、抗告理由とすることもできる。

5 上記の原則とは異なる判断を求める場合

債権者からも、債務者からも、自ら「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証することにより、上記第3の2とは異なる範囲変更を求めることも可能である。

例えば、債権者は、自ら「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証することにより、差押禁止範囲の減縮を求めることもできる(債務者が他に高額の年金を受給しているとか、不動産を所有し多額の家賃収入を得ているなどの個別事情に応じて、差押債権の1/4を超える差押を認めることを求める場合等)。

また、債務者は、自ら「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を立証することにより、上記第3の2の政令で定める額を超えて、さらに、差押禁止の範囲を拡張することを求めることもできる(家賃として〇円を支払っているとか、医療費その他のやむを得ない支出として〇円かかっているなどの個別事情に応じて、扶養親族等がない場合でも、差押禁止の範囲を10万円を超える金額まで拡張することを求める場合等)。

この点は、現行法153条のとおりである。

6 請求債権が養育費等である場合について

債権者が民事執行法151条の2第1項各号の債権(扶養義務等に係る定期金債権)を請求債権として、債務者の給与等債権を差し押さえた場合については、上記の規定(債務者の申立による範囲変更の原則)は適用されないものとする。

これら扶養義務等に係る定期金債権は、一般に、債権者・債務者の双方の収入の額等を考慮した上で、債務者の収入の中から毎月支払うべき金額として決定されるものであり、また、その後、債務者の収入が変動して支払が困難になったときには、債務者の方から、事情変更を理由に金額の変更を求めることもできることが想定されている特殊な債権だからである。

したがって、これら扶養義務等に係る定期金債権を請求債権として、給与等債権の差押を受けた債務者が、差押禁止範囲の拡張を求めるときは、

上記 3 の疎明（扶養親族・複数給与の有無等に関する疎明）だけでなく、その拡張を相当とするに足る「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を、自ら立証する必要がある。

この点は、現行法 153 条のとおりである。

以 上